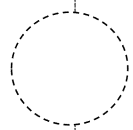
様式第19（第19条関係）

表面

第　　号

電気事業法第107条第12項の規定による立入検査証

写真




広域的運営推進機関

氏名

年　月　日生

年　月　日発行

発行者

裏面

電気事業法抜粋

第107条

２　経済産業大臣は、前項の規定による立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

10　経済産業大臣は、必要があると認めるときは、推進機関に、第二項の規定による立入検査(次に掲げる事項を調査するために行うものに限る。)を行わせることができる。

一　第28条の43の規定による情報の提供が適正に行われていること。

二　第28条の44第１項の規定による指示を受けた推進機関の会員がその指示に係る措置をとつていること。

第120条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

八　第51条第３項、第54条若しくは第55条第４項（原子力発電工作物に係る場合を除く。）又は第107条第２項から第５項まで若しくは第７項の規定による審査又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

様式第十四の次に次の一様式を加える。

様式第15（第16条関係）

広域系統整備計画届出書

年　月　日

経済産業大臣殿

広域的運営推進機関

理事長

住　所

電気事業法第28条の47第１項の規定に基づき、別紙のとおり広域系統整備計画を策定したので届け出ます。

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　必要に応じて、詳細資料を添付すること。